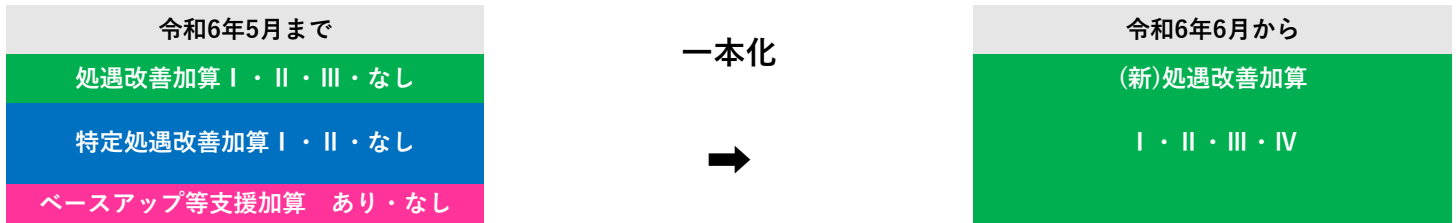


### 3つの処遇改善加算一本化

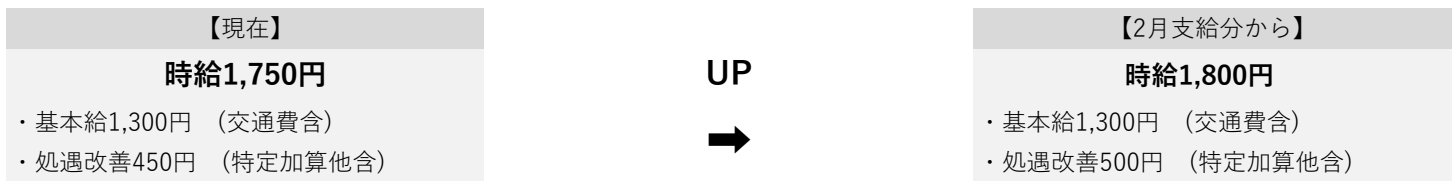
処遇改善加算は、それぞれに算定要件や加算率が異なります。加算全体の仕組みは難しく、事務作業の煩雑さや制度の複雑さを理由に加算を取得していない事業所も多く、特に配分ルールが複雑な特定処遇改善加算については算定している事業所が6割台という状況です。全てを取得する為には各事業所の事務作業や介護職員の負担も大幅に増えますが、処遇改善加算については**全額を介護職員の給与へ上乗せし、賃金水準を改善させることが義務付けられています。(処遇改善加算≦職員の給与)** 下記加算以外の要件にもある、健康診断、研修の実施、記録・報告等の情報共有の為にICT活用等も要件の一部です。大変な作業ではありますが、今後も引き続きご協力のほどよろしくお願い致します。



現行の制度では組み合わせは3×3×2で18通り、新加算では4通り、場合によっては新加算率が現行加算率を下回る可能性もあります。

### 処遇改善加算の改定

令和6年6月から処遇改善加算一本化に向け、2月～5月の4カ月間は準備期間として補助金という形で支給されますが一足早く、2月支給分から処遇改善に含め支給させていただきます。



### 処遇改善加算の改定

令和6年6月から処遇改善加算一本化に向け、2月～5月の4カ月間は準備期間として補助金という形で支給されますが一足早く、2月支給分から処遇改善に含め支給させていただきます。

